

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年6月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2101137 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200042 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 55 年 10 月 20 日に、喪失年月日を昭和 56 年 4 月 30 日にそれぞれ訂正し、昭和 55 年 10 月から昭和 56 年 3 月までの標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。
昭和 55 年 10 月 20 日から昭和 56 年 4 月 30 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。
- 2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 10 月 20 日から昭和 57 年 3 月 31 日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録がないことが判明した。同社に勤務した際に医療機関で入院、手術を受けたこともあり、社会保険に加入していたのは確かなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 A社の事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社は昭和 56 年 4 月 30 日付で、昭和 55 年 9 月 30 日に遡って厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。
また、請求期間のうち、昭和 55 年 10 月 20 日から昭和 56 年 4 月 30 日までの期間について、請求者のA社に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は、当初昭和 55 年 10 月 20 日と記録されていたところ、昭和 56 年 4 月 30 日付で当該被保険者資格の取消処理が行われていることが認められる。
さらに、厚生年金保険の被保険者資格の取消処理が行われている者が 3 人、厚生年金保険の被保険者資格取得の記録及び資格喪失の記録の取消処理が行われている者が 3 人、既に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していた者の資格喪失日の記録の訂正処理が行われている者が 2 人、昭和 55 年 9 月 30 日に遡って厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者が 9 人、いずれ

も昭和 56 年 4 月 30 日付で、請求者と同様な事務処理が多数行われている上、請求者は、昭和 55 年の秋に入社した後、健康保険被保険者証を使用して翌年の 1 月頃に 10 日から 2 週間ぐらい入院し、その後 3 か月間程度の自宅療養をしている際も、A 社の従業員（前述の 9 人のうちの一人）と連絡を取っていた旨陳述していることから、少なくとも、当初請求者の厚生年金保険の被保険者資格取得日と記録されていた昭和 55 年 10 月 20 日から、請求者に係る厚生年金保険の被保険者資格の取消処理が行われた昭和 56 年 4 月 30 日の前日まで、同社に在籍していたと推認できる。

加えて、上記のとおり、A 社は昭和 55 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているものの、上記被保険者名簿によると、昭和 56 年 3 月 25 日付で同社が B 市から C 市へ所在地変更された旨記載されている上、同社の事業主は、請求期間当時、厚生年金保険料の滞納があった旨、及び同社の取締役も経営不振であった旨それぞれ回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和 56 年 4 月 30 日付で厚生年金保険の被保険者資格の取消処理を行う合理的な理由はなく、当該取消処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の A 社における厚生年金保険の資格取得年月日を昭和 55 年 10 月 20 日とし、資格喪失年月日を昭和 56 年 4 月 30 日とすることが妥当である。

なお、請求者の昭和 55 年 10 月から昭和 56 年 3 月までの標準報酬月額については、上記取消処理前の記録から、18 万円とすることが必要である。

2 請求期間のうち、昭和 56 年 4 月 30 日から昭和 57 年 3 月 31 日までの期間について、A 社の閉鎖登記簿謄本によると、昭和 56 年 6 月 20 日に支店設置、同年 8 月 1 日に業務の目的変更が行われていることから、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 55 年 9 月 30 日以降も事業を継続していたと思料される。

しかしながら、A 社の事業主は、請求期間当時の資料は保有していない旨回答しており、請求者も自宅療養後の退職時期に関する記憶が曖昧である上、給与明細書等を保有していない旨陳述していることから、請求者の当該期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚に照会をしたもの、請求者は自身の氏名を伏せての調査を希望していることから、請求期間当時の請求者に係る具体的な勤務状況等についての回答を得ることができなかった。

このほか、請求期間のうち、昭和 56 年 4 月 30 日から昭和 57 年 3 月 31 日までの期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、昭和 56 年 4 月 30 日から昭和 57 年 3 月 31 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。